

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



豊島区の成年後見等利用促進への 取組について ～権利擁護支援の充実を目指して～

豊島区 保健福祉部 自立促進担当課
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
令和5年7月20日

豊島区の沿革

- ◎ 巨大ターミナル池袋を有する日本一の高密都市
- ◎ 住民の約1割は外国籍
- ◎ 日本一の単身高齢者世帯割合、公園面積が23区最小など多くの都市課題を有する
- ◎ 文化面では、舞台芸術、マンガ・アニメなどのサブカルチャーのメッカとして賑わうまち

○巨大ターミナル“池袋”

- ・ 一日乗降客約270万人

○住と商のバランス

- ・ 商業地「池袋」周辺は 住宅地



- ・ 面積...13.01km² (23区中18位)
- ・ 人口...289,457人(令和5年3月)
※ 外国籍の区民は約1割
- ・ 高齢者人口...56,666人(令和5年4月)
- ・ 愛の手帳所持者数...1,244人
(令和5年3月)
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者数
...3,298人(令和5年3月)



【国際アート・カルチャー都市】

【特徴と課題】

- 日本一の人口密度
- 日本一の75歳以上単身高齢者世帯割合(市区部)
- 一人あたり公園面積が東京23区で最も小さい
- 空き家率が東京23区で最も多い

【都市ランキング】

- ・ 共働き子育てしやすい街 No.1
(2017_日経DUAL)
- ・ 借りて住みたい街 No.1
(2017-2020 4年連続_HOME'S_池袋駅)
- ・ 住みたい街 No.5
(2018_suumo_池袋駅)

ピンチをチャンスに！
4つの柱で持続発展する都市へ

子どもと女性に
やさしいまちづくり

地方との共生

高齢化への
対応

日本の推進力

世界を視野に置いたまちづくり

豊島区の実施経過について

年度	国	豊島区	豊島区民社会福祉協議会
平成11年	地域福祉権利擁護事業 開始		地域福祉権利擁護事業 開始
平成12年	成年後見制度 開始		
平成14年		「（仮称）福祉サービス権利擁護センター開設検討委員会」設置・検討	
平成15年			福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」開設
平成19年			「サポートとしま」が成年後見制度推進機関となる
平成28年	成年後見制度利用促進法 制定		
平成29年	成年後見制度利用促進基本計画 策定		
令和3年	第二期成年後見制度利用促進基本計画 策定	豊島区成年後見制度利用促進基本計画 策定 豊島区成年後見制度利用促進条例 制定	
令和4年		豊島区成年後見制度利用促進事業 開始	左記事業を受託し、地域連携ネットワークの中核機関に位置付けられる

※参考 成年後見制度について (厚労省作成資料 抜粋)



成年後見制度は、権利擁護支援の一翼を担っています。
 しかし、地域で暮らす皆さんや専門職などの支えがなければ、
成年後見制度は行き詰まってしまう。

成年後見人になれるのは、例えば…

親族

市民後見人

専門職

福祉関係の法人など



あなたにとって
身近な頼れる人



専門的な研修を
受けた地域の人



法律・福祉の専門家
(弁護士、司法書士、
社会福祉士など)



※誰がなるかは、ご本人の希望や気持ち、体の様子、暮らし方などを確かめて、ご本人に合った人を家庭裁判所が選任します。

障害の重い軽いに関係なく、ひとりの人としてどうしたいのか、
 何をお手伝いすれば満足して生活できるのか、ということを一
 つもご本人と話し合っています。

ご本人の気持ちと向き合い、関係者とも情報
 共有しながら、本当に必要なことや、ご本人
 の権利を第一に考えて支援できるのが成年後
 見人等です。自分も育てられていると感じて
 います。



(知的障害があり成年後見制度を利用されている被保佐人の方)

制度のしくみを知ってください

成年後見制度には、任意後見、法定後見の2種類があり、
 法定後見は、障害や認知症の程度によって、
 「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれています。

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
ひとりで決めることが できるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の 代理・取消 <small>※日常生活に関する行為は除く</small>
自分で選んだ人を 任意後見人に することができます	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

● 法定後見の3つの類型のうちどれになるのかは、医師による診断書等をふまえて、家庭裁判所が決定します。

※この小冊子では、目指している支援をわかりやすく説明することを重視して3類型を表現しています。
 成年後見制度についての正確な説明は、法務省のホームページ (<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>)
 をご確認ください。

※参考 豊島区民の成年後見制度利用状況について

<豊島区における成年後見関係事件の申立件数の推移>

令和2年	令和3年	令和4年
108件	135件	136件

<豊島区における成年後見関制度の利用者数の推移>

令和2年	令和3年	令和4年
540件	559件	562件

⇒ 人口に占める利用者の割合は約0.2%であり、23区平均約0.17%を上回る状況

<豊島区における法定後見制度区長申立件数の推移>

令和2年度	令和3年度	令和4年度
59件	44件	51件

(東京家庭裁判所提供資料等に基づき、豊島区・豊島区民社協作成)

豊島区成年後見制度利用促進事業 概要

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

委託先 ... 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

場所 ... 豊島区役所 東池袋分庁舎4階（豊島区東池袋1-39-2）

主な業務委託内容

- 1 相談業務
- 2 広報・啓発業務
- 3 区民後見人養成・支援
- 4 検討会議・協議会の運営
- 5 チーム支援・親族後見人支援



(1) 相談業務

<相談の流れ>

権利擁護に関する
総合相談

①専門相談（無料弁護士相談）の利用

②福祉サービスに関する苦情相談

③福祉サービス利用援助事業（地域福祉
権利擁護事業）の利用相談

④成年後見制度の利用相談

⑤その他（関係機関への繋ぎなど）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ相談件数	4,188件	4,586件	4,529件
専門相談件数	25件	36件	29件

※参考 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）について

認知症高齢者や障がい者の方を対象に、福祉サービスを適切に利用するための手続きや日常的金銭管理等の支援を、ご本人との契約により行っています。

<支援メニューの概要>

項目	内容	利用料
1 福祉サービス利用援助 (基本サービス)	○福祉サービスの利用に伴う手続きや利用料等の支払い、区役所等から届く書類の確認 等	1回 1,000円 または 月額 4,000円
2 日常的金銭管理サービス (オプションサービス)	○日常生活に必要な預金の払い戻し、家賃や公共料金の支払い 等	
3 書類等の預かりサービス (オプションサービス)	○年金証書、定期預金通帳、実印等の重要書類を預かり、契約している銀行の貸金庫で保管	月額 1,000円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間延べ契約件数	65件	64件	76件

(2) 広報・啓発 — ①区民向け講演会 —



【主な内容】

- 成年後見制度(任意後見、法定後見)の概要
- 成年後見制度利用のメリット・デメリット
- 利用の方法や費用について

【参加者の声】

- 具体的事例の話もあり分かりやすかった
- 成年後見人への負のイメージがなくなった
- 任意後見制度を利用したいと思った

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	1回	1回	2回
延べ参加者数 (動画視聴申込者含む)	33人	84人	104人

(2) 広報・啓発 — ②講座・研修会 —



対面＋オンラインで開催した意思決定支援研修会

【講座・研修会のタイトル】

- 親族のための成年後見実践講座
- 後見人等のための意思決定支援研修会
- 関係機関職員向け成年後見勉強会 など



	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	2回	2回	3回
延べ参加者数 (動画視聴申込者含む)	50人	64人	83人

(2) 広報・啓発 — ②出張講座 —



寸劇も交え、分かりやすく制度を案内

【出張先】

- ・ 障害者通所施設 親の会
- ・ 高齢者や障害者を支援する施設の職員
- ・ 民生・児童委員の勉強会
- ・ 区民ひろば など

【内 容】

- ・ 「サポートとしま」の紹介
- ・ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の概要
- ・ 関連事業(豊島区終活あんしんセンター)について など

【参加者の声】

- 自分の住んでいる地域で、話を聞くことができてよかった
- 子どもの将来と、自分の終活をあわせて考えることが必要だと分かった

(3) 社会貢献型後見人（区民後見人）養成講習



入門講座(グループワーク)の様子

【令和4年度養成講習の概要】

- ・入門講座(3日間、10時間)
⇒権利擁護とは、成年後見制度について 等
- ・基礎講座(7日間、32時間)
⇒成年後見人の理念や実務、認知症の理解 等
- ・修了者は、令和5年度から「後見活動メンバー」
として活動する

【参加者の声】

- 充実したカリキュラムで勉強になった
- 専門家の方が熱心に後見活動へ取り組んでいる話を聞き、感動した

	平成28年度	令和元年度	令和4年度
入門講座 修了者数	23名	19名	18名
基礎講座 修了者数	11名	10名	11名

(4) 豊島区権利擁護支援方針検討会議（新規）



全体会(4/13)で、検討の視点を確認

【検討会議の概要】

- ・原則、毎月第2、4(木)に開催。1回2時間。
- ・委員・・・弁護士、司法書士、社会福祉士、区職員及び社協職員
- ・専門職は複数名が委員となり、3つの合議体を構成。全委員が参加する全体会も開催。
- ・個別の事案について、必要な支援策や後見人等候補者を検討

【検討案件(一例)】

- 高齡の両親が主介護者である重症心身障害者について
- 入院し在宅復帰が困難、かつ知人からの金銭搾取が疑われる単身高齡者について

		令和5年度（6月末現在）	令和5年度（年間予定）
合議体	開催回数	5回	23回
全体会	開催回数	1回	2回

課題について（一例）

① 権利擁護支援施策の周知について

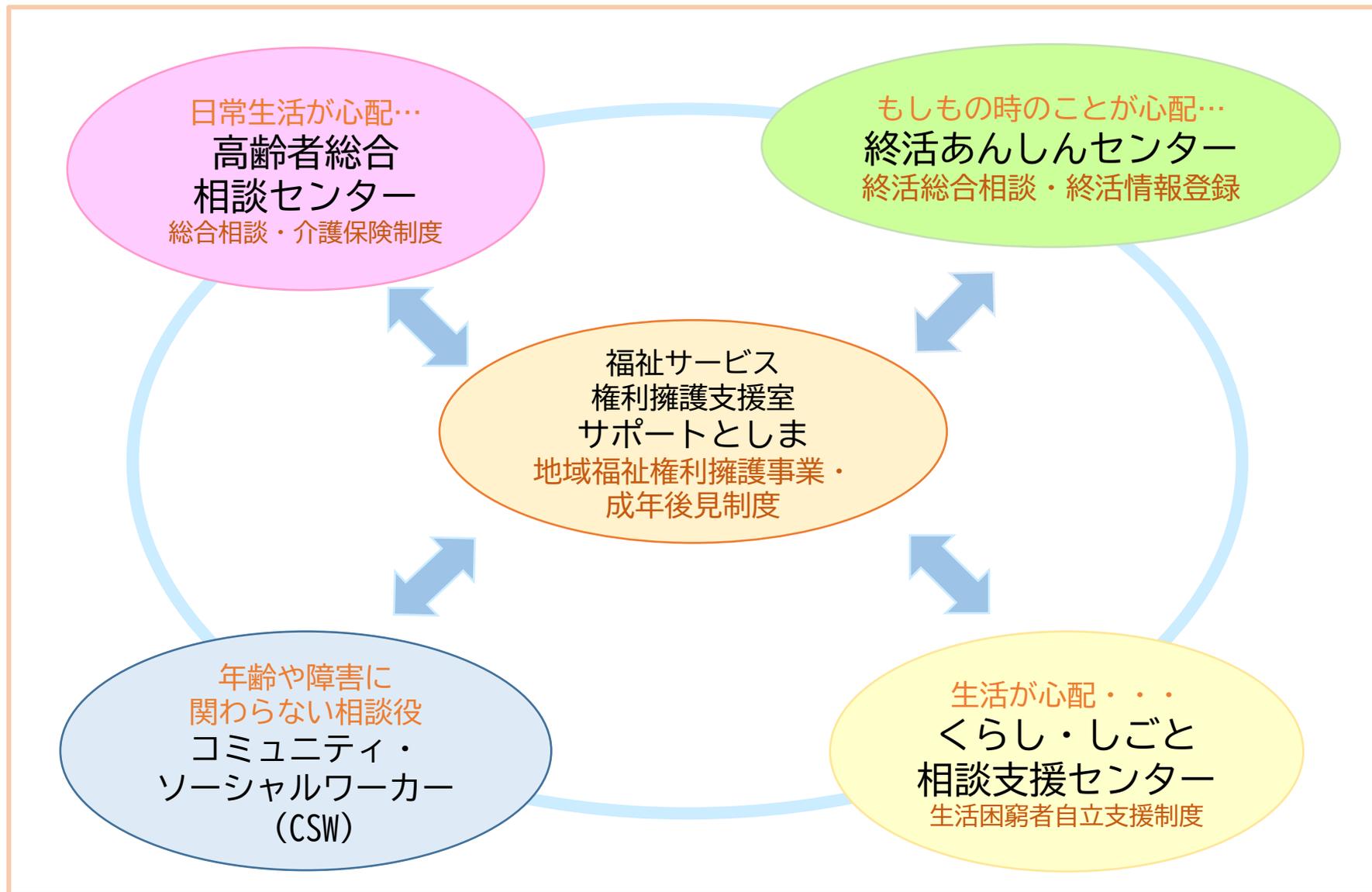
⇒ 推進機関（中核機関）や、各団体における取組に加え、地域のネットワークを活かした取り組みが考えられないか など

② 要支援者の発見、支援への繋ぎについて

⇒ 支援を必要としている方をできる限り早期に発見するために地域のネットワークでどのような取り組みが考えられるか

⇒ 必要な支援に繋げるために、不足している資源があるとすればどのようなものか など

参考：豊島区民社会福祉協議会の取組と連携



SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

【担当】

豊島区 保健福祉部 自立促進担当課 事業推進グループ

TEL：03-4566-2430 FAX：03-3980-5040

豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護支援担当

TEL：03-3981-2940 FAX：03-3981-2946